

《第 97 号》***学生生活で起こりがちな著作権侵害***

メルマガ 58 号(2015.6.22 号)では、著作権の基本的な内容を取り上げましたが、今号では、身近な著作権に関わる事例を紹介します。

◆著作権 さらっとおさらい(詳しくはメルマガ 58 号をご覧ください)

著作物とは:思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの

著作権とは:創作した人や、創作者から権利を譲渡された人が著作物を無断で利用されない権利のこと

<事例 1>教科書や参考書を自分でスキャンしてデータ化する。(いわゆる「自炊」)

自分自身や家族など限られた範囲内で利用する目的であれば著作権侵害にはあたりません。(著作権法第 30 条 私的使用のための複製)

ただし、複製を代行業者へ依頼したり、インターネット等を通じて他の人も自由に利用できるようにしたりする行為は著作権侵害にあたります。また、個人が利用するためであっても、コピープロテクトを解除して複製することや、著作権を侵害していると知りながら、それらのコンテンツをダウンロードする行為は違法です。

<事例 2>講義で使用するため、図書の一部をコピーして、同じ講義を受ける友人に渡す。

教員や講義を受ける学生が、教材として他人の著作物を必要な部数コピーする場合には、著作権者の許諾を得なくてもよいことになっています。(著作権法第 35 条 学校その他の教育機関における複製等)

ただし、著作権者から許諾を受けていないにも関わらず、受講していない人にも資料を配布したり、講義に関係なくインターネット上にアップロードしたりする行為は著作権侵害にあたります。

<事例 3>他の人が書いた論文に自分の主張したい内容が書いてあったので、そのまま真似する。

他人が書いた内容を、あたかも自身が作成したかのように偽る行為は、盗用あるいは剽窃^{ひょうせつ}といって著作権侵害にあたります。他人の表現を使用する場合には「引用(著作権 第 32 条第 1 項)」のルールに従わなければなりません。

【引用のルール】

- ①すでに公表された著作物であること
- ②引用しなければならない必然性があること
- ③カギ括弧などにより引用部分が明確であること
- ④自身の著作部分が主体である(引用部分が内容の中心ではない)こと
- ⑤出典(誰が書いた、どの著作物の、どの部分か)が明示してあること
- ⑥引用元の文章は改変しないこと

著作権を侵害する行為は犯罪にあたるので、もし訴えられてしまった場合は、懲役や罰金の対象となります。インターネットやコピーツールなどの普及により誰でも著作物の利用や複製がしやすい環境だけに、著作権を正しく理解していないと大きなトラブルに発展してしまうかもしれません。

著作権に関する詳しい内容は、文化庁の「著作権」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>)の

ページや、著作権情報センター(CRIC)の「著作権 Q&A」(<https://www.cric.or.jp/qa/index.html>)でも確認することができます。著作物を利用する際には、こうした情報源も参考にしながら、自分の行為が著作権侵害にあたらないか意識することを心がけましょう。

図書館トピビア

特許権などとは違い、著作権の発生には法的な手続きは必要ありません。世の中に公開されている映画、音楽、小説などはもちろん、自作の歌、友人が撮った写真、子どもが描いた絵も、作った人の個性や思想が創作的に表現されていれば全て著作物であり、それらを創作した時点で自動的に著作権が発生します。

私たちのまわりにはたくさんの著作物がありますが、どんなものも、作った人の思いや苦勞が少なからず込められています。例え悪気はなかったとしても、権利や利益を不当に侵害すれば罰則の対象になります。正しく理解し適切な利活用を心がけましょう。

メールマガジンに関するご意見・ご質問は、図書館 toshoto@iwate-med.ac.jp まで
<編集・発行> 岩手医科大学附属図書館